

# 国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 医療保険制度改革について

- (1) 将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。
- (2) 今後の制度の見直しにおいても、保険者と引き続き十分協議し、その意見を反映するとともに、以下の点について留意すること。
  - 1) 保険者の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
  - 2) 被保険者の保険料（税）負担が急激に増えることのないよう、所要額に即した十分な財政措置を講じること。
  - 3) 市町村の現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。
- (3) 生活保護受給者の国保等への加入については、社会保障制度の根幹を揺るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、見直しを行わないこと。

## 2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保財政基盤の強化のため、平成 30 年度制度改革以降実施されている公費 3,400 億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。

また、改革により保険料が上昇する保険者に対する激変緩和措置に必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。
- (3) 各種医療費助成制度等、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫

負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の廃止に留まらず、すべて廃止すること。

- (4) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保するとともに、施行状況を勘案したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。
- (5) 被保険者証の廃止に当たっては、実務的に様々な課題があることから、保険者と十分協議し、その意見を反映すること。また、国民への十分な周知徹底を図るとともに、医療機関関係者等の理解と協力が得られるよう、必要な支援を行うこと。さらに、市町村の現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。
- (6) 今般見直される感染症法等の運用に当たっては、都市自治体や関係者等の意見を十分に聞き、実施要領等に反映すること。
- (7) 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であることから、見直しは行わないこと。
- (8) 保険者努力支援制度について、各保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることを踏まえ、努力したすべての保険者が評価されるよう、適切な評価指標とするとともに、支援総額を確保すること。
- (9) 高額な医療費について、保険料（税）の引上げに繋がらないよう、必要な財政措置を確実に講じること。
- (10) 医療分野におけるDX推進の柱である国保総合システムの次期更改及び運用に係る費用については、財政が脆弱である国保保険者に新たな財政負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- (11) 市町村事務処理標準システム等について、制度の改正等により発生する改修費用については、保険者や被保険者に負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- (12) 国保関係のシステムのクラウド利用を促進するため、個人情報の保護が担保されることを前提に、国が積極的に支援策を講じること。
- (13) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。
- (14) 医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進を図るとともに、数量シェア目標値の達成に向けて関係機関への協力依頼を行う等、必要な

措置を講じること。

(15) 特定健康診査・特定保健指導について

1) 特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る費用負担について、国は適正な負担金交付を行うこと。

2) 特定健康診査・特定保健指導の充実を図るため、検査項目や基準単価等について、実態に即した見直しを行うこと。

また、保険者が地域の実態に合わせて追加している検査項目を国庫補助の対象とすること。

(16) 支障なく予算編成を行えるよう、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料（税）率等の算定に必要な確定係数の提示時期を早めること。

(17) 保険料（税）の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

(18) 都道府県が示す標準保険料率の設定において、各市町村の被保険者数や所得の推計値が実際の数値と大きく乖離している等、市町村の責めに帰することができない事由により財源不足が生じた場合について、適切な財政措置を講じること。

(19) 外国人の資格の適正な管理を強化するとともに、海外療養費、海外出産に伴う出産育児一時金の支給等の国外において発生した事由に基づく保険給付事業について、適正に執行できるよう、制度や運用の改善に向けて必要な措置を講じること。

また、外国人の保険料（税）納付率の向上を図るため、実効ある措置を講じること。

(20) オンライン資格確認等システム運営負担金について、保険者に超過負担が生じないように、財政措置すること。

(21) 出産育児一時金を、実態に見合った額に増額すること。

(22) オンライン資格確認等の導入に向けた医療機関等のシステム整備に係る費用の負担に対しての財政支援措置の期限延長を図ること。

(23) ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る保険料（税）及び一部負担金について、特定避難民に該当しない場合、保険者の判断で減免を行うことが可能であるが、自治体間での格差が生じることから、減免に要する費用について、財政措置を講じること。

### 3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続すること。
- (2) 後期高齢者医療制度の改正に伴うシステム構築・改修費用等に対して、十分な財政措置を講じること。
- (3) 保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

### 4. 新型コロナウイルス感染症関係について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民健康保険制度の持続可能な財政運営が行えるよう、国において必要な財政措置を講じること。  
また、特例的な診療報酬改定による保険者の財源不足については、国による財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料（税）の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給される傷病手当金に対し、支給額の全額を補助する制度の継続や支給対象者の拡大等を図ること。